

災害対策本部会議 臨時会

令和6年8月9日（金） 13:00

於：県庁3階 災害対策本部会議室

次第

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について
- 2 発災を想定した各部への指示事項について
- 3 知事訓示

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について

(1) 巨大地震注意

気象庁は、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことに伴い、8日19時15分に巨大地震注意を発表。

(2) 県内における該当市町

対策地域	南海トラフ地震防災対策推進地域	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域
指定基準	津波高3m以上で海岸堤防が低い地域 等	津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域 等
該当市町	北九州市、行橋市、豊前市、苅田町、吉富町、築上町	該当なし

(3) 巨大地震注意の期間

発災から1週間（8月15日（木）まで）

(4) とるべき行動

地震への備えの再確認

- ・ 避難場所や避難経路の確認
- ・ 家具の固定
- ・ 水や食料の備蓄
- ・ 非常用持ち出し袋の準備
- ・ 家族等の所在 等

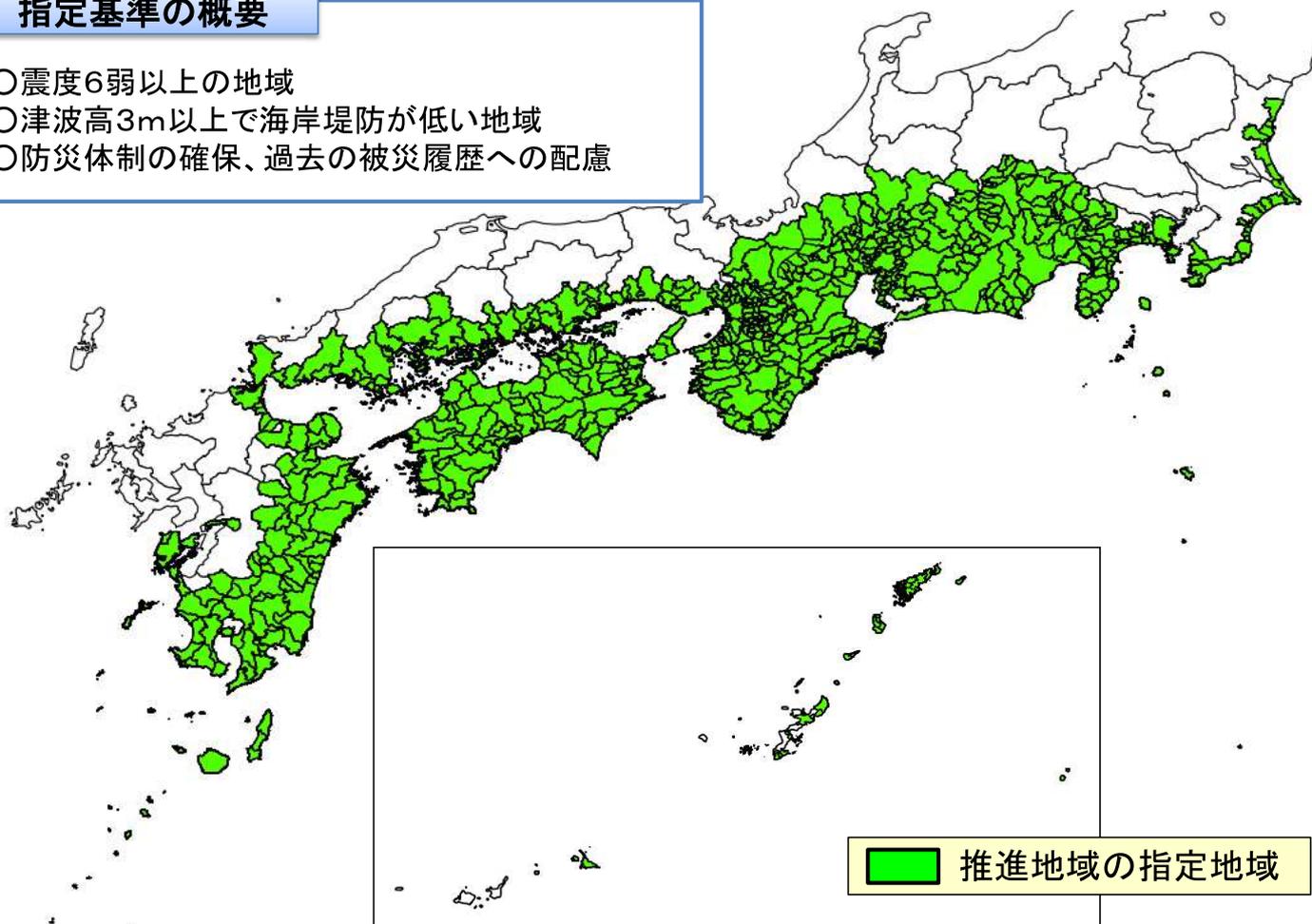
(5) これまでの対応

- ・ 県民（推進地域市町）に対する注意喚起
（県防災ホームページ、防災ナビまもるくん、防災メールまもるくん、県公式LINE、県公式X(旧Twitter)、Yahoo!防災)
- ・ 本日、各部主管課を招集し、地震防災対策推進地域の施設管理者等に対する注意喚起の徹底を指示予定
- ・ 【災害警戒準備室】及び【災害支援連絡室】の設置を継続中

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

指定基準の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
 - 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
 - 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮

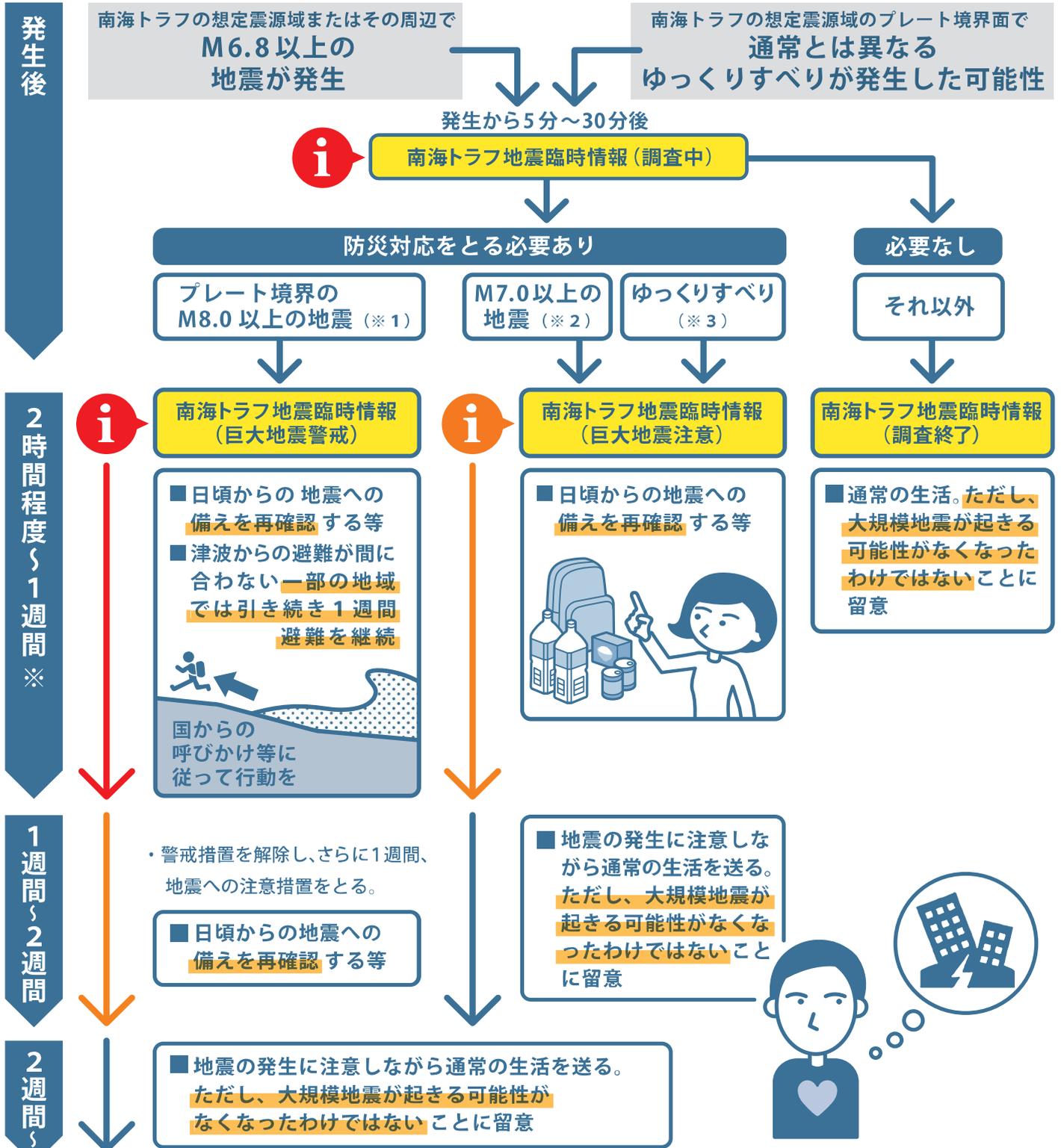




時間差で発生する巨大地震に備えましょう ～南海トラフ地震臨時情報～

- ・南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- ・政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとりましょう。

地震発生後の防災対応の流れ



※1 想定震源域のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生
 ※2 想定震源域、またはその周辺で M7.0 以上の地震が発生（ただし、プレート境界の M8.0 以上の地震を除く）
 ※3 住民が揺れを感じることがない、プレート境界面のゆっくりとしたずれによる地殻変動を観測した場合など